

平成 24 年 11 月 30 日

第 6 次斜里町総合計画策定委員会委員各位

斜里町長 馬場 隆

第 6 次斜里町総合計画策定調査の求めについて

斜里町総合計画策定委員会設置条例第 2 条に基づき、次の事項についての調査・研究及び提言を依頼します。

記

1. 依頼事項 第 6 次斜里町総合計画について、調査・研究し、協議の上、「基本構想」及び「基本計画」を提言して下さい。
2. 留意事項 別紙を参照
3. 提出期限 平成 25 年 7 月 12 日（金）を目途として下さい。

第 6 次斜里町総合計画策定調査にあたっての留意事項

第 6 次斜里町総合計画の基本構想及び基本計画の提言にあたっては、次の事項を踏まえて下さい。

1. 名 称

「第 6 次斜里町総合計画」とします。

2. 期 間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年計画とします。

3. 位置付け

斜里町の最上位計画となります。

4. 策定目的

斜里町の町政を総合的かつ計画的に運営するために策定するものです。

5. 踏襲すべき考え方

「斜里町民憲章」及び「斜里町自治基本条例」の趣旨を踏襲して下さい。

6. 基本理念

「みどりと人間の調和を求めて」とします。

7. 体 系

別途お示しする基本フレーム（仮）のような基本構想－基本計画－実施計画の 3 層構造の体系を採用します。

提言は、基本構想と基本計画を包含する内容とし、実施計画に相当するものは含まないものとします。

基本構想と基本計画の定義付けはありませんが、この 3 層構造の体系を踏まえた上で議論し、提言して下さい。

8. 基本テーマ及び基本目標

前項と同様に、基本フレーム（仮）のような位置付けにおいて、基本テーマ及び基本目標の記載を想定しています。

このテーマ及び目標に記載すべき内容は、協議の上、提言事項に含めて下さい。

9. 調査の基本的視点

(1) 中長期的視点

10年後の斜里町の望ましいあり方や到達点を見すえた上で、そのために必要な目標の設定を行い、施策の体系や内容を提言して下さい。

(2) 客観性と妥当性

具体的な施策は、現状と課題を可能な限り客観的に分析し、基本目標に照らして妥当性を判断した上で提言して下さい。

(3) 施策工程と財政的な試算

具体的な施策は、10年間の工程と財政運営を加味した上で提言して下さい。財政運営に関しては、後日提示する予定の「中期財政収支の試算」内容を参酌して下さい。

(4) 継続・新規施策と廃止施策

既存施策の継続判断や新規施策の提案のみならず、廃止すべき施策の提言もして下さい。

(5) 役割分担

自治基本条例においては、情報共有、町民参加、協働が基本原則として掲げられることから、具体的な施策は、町民と行政の役割分担を十分に意識した上で提言して下さい。

10. 提言の方法

「提言書」としてまとめて下さい。